

川越地区消防組合  
自動販売機設置者公募要項

令和7年12月

川越地区消防組合

【問い合わせ】

350-0823

川越市神明町48番地4

川越地区消防局 総務課管理担当

電話049-222-0741（直通）

## 1 公募の概要

川越地区消防組合（以下「消防組合」という。）では、消防組合施設への自動販売機の設置を公募します。売上金額に対して最も高い「一部納入率」を提示した者と、「自動販売機の設置に係る賃貸借契約」を締結します。

- ※ 設置者に決定後、正当な理由なく辞退した場合、今後、同様の手続きへの参加が認められない場合があります。やむを得ず辞退した場合、次点の者が設置者となります。
- ※ 職員の福利厚生の充実及び災害時等の飲料の確保を目的としています。
- ※ 一部納入率・・・・「売上金額×〇〇.〇%」の算式により算出された金額を「貸付料」として消防組合に納入していただきます。「一部納入率」は、「〇〇.〇%」の部分です（別紙「提案書」に小数点以下第1位まで記入）。
- ※ 契約期間は2年8箇月（協議により2年間を限度に更新可）となります。なお、契約期間中に消費税率の改定があった場合でも「一部納入率」の変更は行いません。
- ※ 応募資格を有する応募者が2者に満たない場合においても原則として公募を実施します。

## 2 自動販売機の種類

公募する自動販売機の種類は、清涼飲料水（酒類・ノンアルコール飲料を除く）及び食品（軽食）の災害対応型自動販売機とします。

## 3 自動販売機の設置場所、台数等

応募番号	設置場所	設置台数	設置面積	設置する販売機の種類	施設職員数	所管課(設置料等納入先)
1	川越北消防署（屋内1階食堂） 川越市御成町1番地1	1台	1.0m <sup>2</sup>	飲料(缶・ペット)	185人	消防局 総務課
	川越北消防署（屋内1階食堂） 川越市御成町1番地1	1台	1.0m <sup>2</sup>	食品（軽食）	185人	

注1) 応募番号1は、屋内1階の食堂に新規で設置となります。

注2) 貸付面積は、自動販売機を設置する面積を示しており、回収ボックスの設置に要する面積は含まれていません。回収ボックスの設置場所は、原則として自動販売機付近となります。詳細は、設置者となった者と消防組合が協議して決

定します。

- 注3) 「缶・ペット」とありますが、設置が可能な機種は原則、缶、ペットボトルの二種類が1台で販売できる機種とします。
- 注4) 別途記載の仕様を順守し、特に環境（省エネ等）に配慮した機種としてください。（別紙「仕様書」参照）
- 注5) 販売する商品は、庁舎管理責任者と協議の上、一般市場で認知、支持を受けている商品を中心とした多種多様な種類の商品を販売してください。
- 注6) **自動販売機**は「災害対応型自動販売機」としてください。また、災害時及び**災害派遣時**においては自動販売機内のすべての商品を無償提供することができる体制を整えてください。なお、体制を整えるにあたっては、消防組合と協議により、協定等の締結は可能です。

## 4 最低納入率

売上金額に対する「一部納入率」は、10.0%以上としてください。  
10.0%未満の提案は無効となります。

## 5 販売価格

定価（標準小売価格）とします。

## 6 応募資格

- ・消防機関に自動販売機を設置することについて理解と意欲を有すること。
- ・「令和7・8年度川越市競争入札参加資格者名簿または川島町指名競争入札参加資格者名簿（以下「入札参加資格者名簿」という）の物品又は維持管理業務」に登載されていること。
- ・自動販売機の設置業務について2年以上の実績を有し、優良なサービスを提供できること。

《優良なサービス》 次の事項等を適切に行うこと

- ・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収等
  - ・釣銭管理
  - ・使用済み容器の回収
  - ・安全管理（転倒防止、食品衛生、防犯対策等）
- ・団体の代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ないものでないこと。
  - ・市税及び町税（川越市、川島町が課税したものに限る）の滞納がないこと。
  - ・公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属するものでないこと。
- 《公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体の例》
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条

- 及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

## 7 提出書類、日程等

提出書類	日程（期間・場所等）		
<p><b>1 応募受付</b></p> <table border="1"> <tr> <td>書類の種類</td><td> <p>ア 応募申込書・・・様式1</p> <p>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法</li> <li>・釣銭管理</li> <li>・使用済み容器の回収方法</li> <li>・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</li> </ul> <p>エ 委任状について・・・様式2</p> <p>委任者は、入札参加資格者名簿に登載されていて、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。</p> <p>オ 提案書・・・様式3</p> <p>提案書は、「応募番号」1を作成し、封筒に入れ、糊づけの上、提出してください。</p> <p>※ 応募番号1の飲料（缶・ペット）及び食品（軽食）の一部納入率は、同%になります。</p> </td></tr> </table> <p>※設置者が決定した場合は、納税証明等別途提出書類が必要となります。</p>	書類の種類	<p>ア 応募申込書・・・様式1</p> <p>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法</li> <li>・釣銭管理</li> <li>・使用済み容器の回収方法</li> <li>・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</li> </ul> <p>エ 委任状について・・・様式2</p> <p>委任者は、入札参加資格者名簿に登載されていて、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。</p> <p>オ 提案書・・・様式3</p> <p>提案書は、「応募番号」1を作成し、封筒に入れ、糊づけの上、提出してください。</p> <p>※ 応募番号1の飲料（缶・ペット）及び食品（軽食）の一部納入率は、同%になります。</p>	<p><b>《提出先》</b></p> <p>〒350-0823 川越市神明町48番地4 川越地区消防局総務課</p> <p><b>《提出方法》</b></p> <p>持参</p> <p><b>《受付期間》</b></p> <p>令和7年11月20日（木） ～12月4日（木） ※ 土曜日、日曜日及び休日を除く 8時30分から12時00分 13時00分から17時15分</p>
書類の種類	<p>ア 応募申込書・・・様式1</p> <p>イ 設置予定の自動販売機の仕様が分かる書類 (パンフレット等)</p> <p>ウ 当該事業の運用計画書 [任意様式]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商品の適切な入れ替え、補充、賞味期限が過ぎた商品の回収方法</li> <li>・釣銭管理</li> <li>・使用済み容器の回収方法</li> <li>・安全管理として「転落防止」、「食品衛生」、「防犯対策」等を明記した書類</li> </ul> <p>エ 委任状について・・・様式2</p> <p>委任者は、入札参加資格者名簿に登載されていて、応募や提案書の提出等を委任する場合は、必ず委任状の提出をお願いします。</p> <p>オ 提案書・・・様式3</p> <p>提案書は、「応募番号」1を作成し、封筒に入れ、糊づけの上、提出してください。</p> <p>※ 応募番号1の飲料（缶・ペット）及び食品（軽食）の一部納入率は、同%になります。</p>		
<p><b>2 提案書の開封</b>（設置者の決定・発表）</p> <p>※応募者は、必ず出席してください。</p>	<p>令和7年12月5日（金） 10時00分から 川越地区消防局 3階講堂</p>		

- ※ 記載事項に不備のある書類は、受け付けることができません。
- ※ 応募申込書をはじめとする一連の関係書類は、当該設置者の選定のみに利用します。  
また、提出いただいた書類は、返却いたしませんのでご了承ください。

## 8 設置者の決定方法

- ・応募資格を満たし、必要書類が適正に提出された者であって、最低納入率（10.0%）以上の最も高い「一部納入率」を提示した者を設置者に決定します。

なお、最も高い「一部納入率」を提示した者が2者以上いる場合は、「くじ」により決定します。

※設置者に決定した者のみを公表し、「一部納入率」の公表は行いません。

## 9 契約の期間等

### (1) 契約の期間

2年8箇月（令和8年2月1日～令和10年9月30日）とします。ただし、消防組合及び設置者と協議のうえ、最長2年間（令和12年9月30日まで）を限度として、契約を更新することができます。

### (2) 契約の解除等

次の場合には、契約を解除し、又は変更することがあります。

- ① 消防組合において公用又は公共用に供するため使用施設を必要とするとき。
  - ② 消防組合が使用施設の用途廃止をしたとき。
  - ③ 設置者に契約の条件に違反する行為があると認められるとき。
- また、次の場合には、設置者としての決定を取り消すことがあります。
- ・正当な理由なくして、契約等の手続きをしなかったとき。
  - ・設置者の決定から契約手続きまでの間に、設置者について資金事情の変化等により契約の履行が確実でないと消防組合が判断したとき。
  - ・社会的信用を著しく損なうような行為等により、設置者としてふさわしくないと消防組合が判断したとき。

### (3) 原状回復・返還

契約期間が満了したとき、又は契約が解除されたとき、設置者は直ちに自己の負担で消防組合の指定する期日までに使用施設を原状に回復し返還しなければなりません。

### (4) 設置者の提出書類

設置者が決定した場合、その設置者は契約前に次に掲げる書類を提出して下さい。

法人の場合・・・法人印鑑登録証明書（原本）、国税、市税（川越市）町税（川島町）の納税証明書（原本）

任意団体の場合・・・代表者の印鑑登録証明書（原本）、国税、市税（川越市）町税（川島町）の納税証明書（原本）

## 10 貸付料、電気料の納入方法等

次の（1）貸付料及び（2）電気料については、当該年度の3月末日及び9月末日までの分を、翌月の末日までに、消防組合が指定する方法により納めていただきます。

また、毎月（翌月の10日までに）、売上金額及び電気使用量を報告していただきま

す。

(1) 貸付料

売上金額に「一部納入率」を乗じた金額※小数点以下切り捨て。

(2) 電気料

電気料の算定は、設置者において個別メーター（計量法(平成4年法律第51号)に基づく検査に合格したものに限る）を設置していただき、使用量に相当する料金を納付していただきます。

(3) 設置費等

自動販売機の設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となります。

## 11 その他

(1) 損害賠償等

設置者は、施設等の使用に当たり、消防組合又は第三者に損害を与えたときは、全て自己責任でその損害を賠償しなければなりません。

消防組合において公用又は公共用に供するため契約を解除した場合において、設置者に損失が発生したときは、消防組合にその補償を求めることができます。

(2) 法令順守等

設置者は、関係法令や業界自主基準等を順守し、誠実な設置・運営を行うものとします。

(3) 使用上の制限

- ① 設置者は、施設等を常に良好な状態で使用するとともに、当該契約以外の用途に使用することはできません。
- ② 設置者は、消防組合の承認を受けずに使用施設の現状を変更することはできません。
- ③ 設置者は、契約した施設を第三者に転貸することはできません。

(4) その他

- ① 組織の改廃等により所管課の名称や、施設用途に変更が生ずる場合があります。
- ② 苦情・故障への対応については、誠意をもって行うものとします。自動販売機には苦情・故障等の連絡先を明記するものとします。
- ③ その他この要項に定めのない事項は、当消防組合と設置者がその都度協議して定めます。